

第1条（使用規定）

本規定は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下「本霊園」もしくは「管理者」という。）の合祀墓「星座堂」（以下「星座堂」という。）の使用について定めたものです。

第2条（使用目的及び資格）

本霊園の星座堂には、本霊園の許可を受けた焼骨の埋蔵・収蔵（ともに改葬を含む）以外の目的には使用できません。また、埋蔵・収蔵できる骨壺は本霊園が認める5寸以下の骨壺に限ります。星座堂申込者の権利は、相続及び第三者への譲渡・転貸等する事はできません。

2 申込人が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団、暴力団員及びこれらの関係企業または団体等をいう。）に該当しないこと。

第3条（申込手続）

星座堂の申込みは、本規定を承諾のうえ、必要書類と星座堂使用申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、別に定める合祀墓使用料を添えて申込みをします。なお、合祀墓使用料には本霊園の行う供養・維持管理等に要する費用を全て含み、その他の費用は一切かかりません。

第4条（星座堂使用許可証の発行）

星座堂の申込手続完了後、星座堂使用許可証を発行します。

第5条（埋蔵・収蔵者の登録）

申込時に於いて、申込書に埋蔵・収蔵者を記入し登録します。登録された埋蔵・収蔵者は本霊園が発行する星座堂使用許可証に記載し、本霊園は登録された者の焼骨のみ星座堂への埋蔵・収蔵を許可します。

生前の申込みは、申込者本人のみを埋蔵・収蔵者として登録します。

第6条（焼骨の帰属）

申込者は星座堂へ埋蔵・収蔵する焼骨の祭祀承継を本霊園に委譲するものとし、星座堂埋蔵・収蔵後は本霊園が焼骨の祭祀を承継します。また、星座堂に埋蔵・収蔵後の焼骨の返還・分骨・改葬の取り出しはできません。

第7条（焼骨の埋蔵・収蔵手続）

星座堂へ埋蔵・収蔵を依頼する場合は、事前予約の上、下記全てのものを添えて委託するものとします。

- (1) 星座堂使用許可証
- (2) 焼骨（星座堂使用許可証に記載の焼骨）
- (3) 埋火（改）葬許可証。又は分骨証明書（法令の定める市町村長発行のもの）

第8条（合同供養）

本霊園が祭祀主宰者となり、8月に合同供養を行います。

第9条（解約）

払い込み済みの納入金は以下の場合に限り返金します。

- ① 埋蔵・収蔵未了であって契約後3か月未満のとき 納入金の90%
- ② 埋蔵・収蔵未了であって契約後3か月以上3年未満のとき 納入金の50%

2 使用者が第2条第2項に該当した場合は直ちに契約解除することができ、その解除に伴う費用及び損害の賠償の責一切が使用者にあります。

第10条（不可抗力による事故の責任）

天災地変など不可抗力による星座堂の損害及び盗難・事故等、第三者による加害行為によって生じた被害について、本霊園は一切その責任を負いません。

第11条（規定に定めない事項）

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令に則り協議して決めます。

第 12 条（規定の改訂）

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合など、使用者の一般の利益に適合するときや契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、個別の合意なく本規定を変更することがあります。この場合は、本霊園のホームページに変更した旨及び変更の内容を公開します。

平成 27 年 04 月 01 日 制定

平成 29 年 09 月 28 日 改訂

平成 29 年 11 月 22 日 改訂

令和 05 年 04 月 27 日 改訂

公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

私は、本規定を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、下記表示の合祀墓の使用の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認めます。

使用に際しては、本霊園が祖先を敬う尊い場所であることを認識し上記規定を遵守します。

年 月 日 使用合祀墓 区 番 号

使用者住所

使用者氏名 印